

京都地域留学生住宅支援制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領では、京都地域留学生住宅支援機構（以下、「支援機構」という。）の会員が、京都地域の大学、短期大学、大学院（以下、「大学等」という。）に籍を置く外国人留学生（以下、「留学生」という。）の住宅確保を、仲介業者、管理業者、家主等の有志（以下、「協力事業者」という。）と協力し、連帯保証人が不要な形で実現するため、京都地域留学生住宅支援制度（以下、「支援制度」という。）の実施・運用方法について定める。

(支援制度の目的)

第2条 支援機構は、支援制度に係る包括契約書（以下、「包括契約書」という。）を協力事業者と締結し、「連帯保証人」を用意できない留学生の住宅確保を支援することを目的とする。

2 前項の目的のため、留学生、その所属する大学等および協力事業者は、これら関係者間で支援制度利用にあたり必要な情報共有を密に行い、補償につながる事故の防止・軽減をはかり、相互扶助的精神をもって、支援機構とともに支援制度の維持向上に努めるものとする。

(所定の契約書式等の確認)

第3条 支援制度を利用する全ての者は、「京都地域留学生住宅支援機構規程」「京都地域留学生住宅支援制度実施要領」「包括契約書」「協力事業者一覧（包括契約書締結分）」「その他の申請書」（以下、「契約関係書式」という。）を支援機構事務局（財団法人大学コンソーシアム京都）のwebページ上などで、必ず事前に参照のうえ、了解するものとする。

(利用手続き)

第4条 支援制度に賛同し、留学生と貸室賃貸借契約書（以下、「賃貸契約書」という。）の締結を希望する協力事業者は、必ず別途、包括契約書の最新書式をweb上からダウンロード（2部に署名・押印）のうえ、支援機構事務局（大学コンソーシアム京都）へ2部提出するものとする。

2 前項の包括契約書を受領した支援機構事務局は、支援機構委員長が押印した包括契約書のうち1部を協力事業者宛に返送し、もう1部は支援機構事務局にて保管することとする。

3 包括契約書を締結した協力事業者の一覧（会員大学等を含む）については、web上で公開（適宜更新）し、支援制度を利用する全ての方の閲覧に供するものとする。

4 協力事業者が作成する賃貸契約書については、自由書式（国土交通省ひな型＜賃貸住宅標準契約書＞を参照）とするが、所定の所属大学確認書（大学等の留学生担当窓口がその連絡先等を記述するための用紙）をweb上よりダウンロードし、必ず、賃貸契約書の最終頁にとじ込んだうえで、確認サインを留学生本人が留学生担当窓口に求めるものとする。

5 締結完了した賃貸契約書（重要事項説明書を含む）については、留学生が2部コピーし、前項の留学生担当窓口に提出するものとする。1部は大学等で、もう1部は支援機構事務局で保管するものとする。

6 新規・更新の契約の都度、第4条第4項、同条第5項の手続きを行うものとする。

7 支援制度の利用を希望する留学生は、支援機構事務局（大学コンソーシアム京都）を

訪問し、支援機構の特別会員となるため所定の会費を支払い、会員証を受領するものとする。

- 8 留学生は、支援機構が発行する前項の会員証を大切に保管し、留学生担当窓口や協力事業者の訪問など利用手続きの都度、提示するものとする。
- 9 有効な会員証を所持しない留学生は支援制度を利用できないものとする。
- 10 会員証の偽造・改ざん・貸借を行った場合や退学・除籍等学籍異動上の理由で、後掲の利用資格を喪失した場合は、たとえ会員証の有効期間内であっても、その会員証を無効とし、以後、当該留学生については、支援制度の利用を認めないものとする。
- 11 利用資格を喪失した留学生は、速やかに会員証を支援機構事務局（財団法人大学コンソーシアム京都）へ返却しなければならない。
- 12 この要領に定めのない利用手続きについては、支援機構委員会であらためて審議し、その結果をwebページ等で周知するものとする。

（保証の範囲）

第5条 支援制度に賛同し、留学生と賃貸契約書を締結する全ての協力事業者は、包括契約書に定める諸条件に合意し署名・捺印することで、支援機構に対し、万一の事故が発生した場合、包括契約書に定めた有限責任の範囲で、未払い家賃や原状回復費用の補償を求めることができる。

- 2 ただし、第3条に定める確認あるいは、第4条に定める利用手続きが完了していない場合は、包括契約書に定める保証を支援機構に対し、求めることはできない。

（担当窓口と協力事業者の連携）

第6条 会員大学等は、各大学に留学生担当窓口を設け、協力事業者と相互に連携して留学生の住宅確保を支援し、支援制度を利用して入居した留学生の学籍異動に注意を払うとともに、留学生の生活指導にあたるものとする。

- 2 万一、未払い家賃や入居物件の著しい損耗（賃借人が通常の住まい方、使い方をしていても、発生すると考えられるものを除く）など、包括契約書が保証する事故が発生した場合は、協力事業者と会員大学等が連携して、その早期解決にあたるものとする。

（迷惑料の支払い）

第7条 留学生担当窓口と協力事業者が、第6条に定める指導及び連携を行ったにもかかわらず、事故の解決が見込めない場合は、債権者である協力事業者が支援機構事務局（財団法人大学コンソーシアム京都）に対し、web上からダウンロード可能な所定の請求書にて補償を求めるものとする。

- 2 支援機構は、前項の請求内容、利用手続き状況、及び事実関係を確認のうえ、迷惑料を支払うものとする。
- 3 前項の支払いを完了した支援機構は、その迷惑料相当額の返還を当該留学生に要求できるものとする。

（留学生の利用資格）

第8条 支援制度を利用できる留学生とは、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 次の会員大学等（今後、新たに支援機構に入会する大学等を含む）に在籍または入学を許可された留学生であること。

▼会員大学等（この要領制定時においては9大学で制度運用開始。以下、50音順。）

京都市立芸術大学、京都外国語大学、京都教育大学、京都産業大学、
京都造形芸術大学、京都府立大学、花園大学、佛教大学、龍谷大学

- (2) 「留学」の在留資格を有するか、取得することが確実な留学生であること。

※在留資格の説明については、入国管理局の関連ページを参照頂くものとする。
平成21年の入管法改正に伴い、新たな在留管理制度が導入されており、
これに伴い、外国人登録証明書が順次、在留カードで代用されることとなる。

【参考】「外国人登録証明書の見方について（提供；入国管理局）」

<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan02-01.html>

「新たな在留管理制度（提供；入国管理局）」

<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/koumoku1.html>

- (3) 京都地域留学生住宅支援機構規程に定める特別会員会費を支払っていること。
- (4) 現住所、電話番号、メールアドレス、緊急時の連絡先情報を変更する場合は、その変更連絡を協力事業者や大学等に行うこと
- (5) 家主や地域住民との協調を心がけ、家賃等の滞納、不法駐輪、騒音等で入居中や退去時に他人に迷惑をかけること。
- (6) その他、留学生担当窓口の指導に従うこと。
- (7) 上記各号の条件を満たせなくなった場合は、支援制度の利用資格（特別会員の資格を含む）を喪失し、以後の支援制度の利用は原則として認められないこと。

（同居人の制限）

第9条 協力事業者が合意した場合は、同居人は留学生の家族（親子、配偶者）のみ可とする。

2 同一大学の留学生が同室入居を希望する場合は、入居する留学生（同一大学に限る）の全てが連名で賃貸契約書を締結するものとする。その際、入居する全ての留学生が会員証を有することを条件とする。

3 日本人との同居は認めないものとする。

（留学生の義務）

第10条 留学生は、この要領等に定められた事項を必ず守り、家賃等の滞納や近隣等へ迷惑をかけることがないように常に努めるとともに、万一、第8条に定める利用資格を喪失した場合は、退去手続きを行い、速やかに退去しなければならないものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は機構委員会で審議し決定する。

2 緊急を要する場合は、委員長が専決し、後日の機構委員会で了承を得るものとする。

附 則

1 この要領は、平成22年3月23日に制定し、同年4月1日から施行する。